

令和2年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

訪問リハビリテーション

目 次

訪問リハビリテーション

【訪問リハビリテーション】

訪問リハビリテーション人員基準	1
訪問リハビリテーションの利用対象者	1
訪問リハビリテーションの算定基準	2
同一建物減算（訪問系サービス）	2
事業所医師が診療を行っていない場合	3
記録の整備について	3

訪問リハビリテーション 人員基準

職種	人員基準
医師	常勤専従 (老健・医療院の医師、老健・医療院と併設の病院・診療所の医師との兼務可)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1以上

リハビリテーションの提供時間・回数

利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して

1回あたり20分以上指導を行った場合

1週に6回を限度として算定

訪問リハビリテーションの利用対象者

「通院が困難な利用者」

通院や通所系サービスにより訪問リハビリテーションと同様のサービスが担保されるのであれば、**通所系サービスを優先**する。

例外

ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合

→訪問リハビリテーション費を算定

【例】通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供

根拠法令等

報酬告示（H12厚告19）別表4イ注1

留意事項通知（H12老企36）第二-5-（3）

訪問リハビリテーションの算定基準

医師の診察について

【原則】

- 計画的な医学管理を行っている訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診察の日から3月以内に行われた場合に算定する。

【例外】

- 訪問リハビリテーション事業所の医師が診察できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受け、当該情報提供を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し、訪問リハビリテーションを実施した場合には、当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内に行われた場合に算定する。

同一建物減算（訪問系サービス）

算定要件	減算の内容
①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	10%減算
②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1か月当たり20人以上の場合）	
③上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1か月当たり50人以上の場合	15%減算

②③の「利用者数」・・・1か月間(暦月)の利用者数の平均

$$\text{1か月の利用者数の平均} = \frac{\text{当該月の1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計}}{\text{当該月の日数}}$$

同一の建物について

当該建築物の管理、運営法人がサービス事業者と異なる場合でも該当します。

事業所医師が診療を行っていない場合

- 要件※を満たした事業所で、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを提供した場合、1回につき20単位を減算する。

【要件】

- ① 利用者が事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合で事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、利用者に関する情報の提供を受けていること。
- ② 計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。（令和3年3月31日までに修了等または受講予定があれば可）
- ③ 情報の提供を受けた事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。

根拠法令等

報酬告示（H12厚告19）別表4イ注10

留意事項通知（H12老企36）第二-5-（10）

記録の整備について

医師	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して行った 指示の内容 の要点を記入
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	計画書に基づき提供した 具体的なサービスの内容等 及び指導に要した 時間 を記録
当該記載は医療保険の診療録に記載することも可能 ➡ 下線や枠で囲う等、他の記載と区別できるようにすること	
リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算算定の根拠書類等）は、利用者ごとに保管し、従業者によって閲覧が可能であるようにする。	

根拠法令等

留意事項通知（H12老企36）第二-5-（13）